

修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）適格認定〈学業〉

認定区分	適格基準
廃止 翌年度以降 給付奨学生 （授業料減免） の資格喪失 ※再申込不可	1. 修業年限で卒業または修了できないことが確定（留年・留セメスター） 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数^{※1}の <u>6 割以下</u> 例）卒業要件単位数^{※2}が 124 の場合 1 年：18 単位以下 2 年：37 単位以下 3 年：55 単位以下 4 年：74 単位以下 ^{※1} 標準単位数＝卒業要件単位数÷修業年限（保総外 4 年・医 6 年）×学年 ^{※2} 卒業要件単位数は学部学科や入学年度で異なります。学則、履修案内等で確認してください 3. 履修科目の授業への出席率が <u>6 割以下</u>であることその他の学修意欲が著しく低い状況^{※3}にあるとみとめられる ^{※3} 「履修単位数に対し習得単位数が少ない」「E 評価の科目数が多い」状況を「学習意欲が低い」状況と判断します 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当（「停止」の区分に該当するものを除く） 学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況^{※4}）であり、災害・傷病等「やむを得ない事由」がない場合は学年の始期に遡って給付奨学金（授業料減免）の返還を求められます ^{※4} 「修得単位数の合計が標準修得単位数の 1 割以下」「出席率が 1 割以下」など学修意欲があるとは認められない状況
停止 翌年度支援停止 ※成績不良が続く場合 翌々年度「廃止」	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当 （2 回連続して警告となった場合のうち、2 回目の警告の理由が「GPA 等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する」場合のみ。但し 3 回連続で警告となった場合「廃止」）
警告 翌年度支援継続 ※成績不良が続く場合 翌々年度「廃止」「停止」	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数^{※5}の <u>7 割以下</u> 例）卒業要件単位数^{※6}が 124 の場合 1 年：21 単位以下 2 年：43 単位以下 3 年：65 単位以下 4 年：86 単位以下 ^{※5} 標準単位数＝卒業要件単位数÷修業年限（保総外 4 年・医 6 年）×学年 ^{※6} 卒業要件単位数は学部学科や入学年度で異なります。学則、履修案内等で確認してください 2. GPA 等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する 3. 履修科目の授業への出席率が <u>8 割以下</u>であることその他の学修意欲が低い状況^{※7}にあると認められる ^{※7} 「履修単位数に対し習得単位数が少ない」「E 評価の科目数が多い」状況を「学習意欲が低い」状況と判断します
継続 翌年度支援継続	上記に該当しない